

請求書を再発行した場合の注意

医療費の請求書は、紛失等の事情があれば再発行することができます。

ただし、再発行した場合は、二重払いを防ぐため、元の請求書が見つかっていても使用せずに破棄くださるようお願いいたします。

埼玉県立精神医療センター
事務局 会計・用度担当